

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生大臣が定めるものの実施</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第三号の二までに掲げる事業のうち厚生大臣が定めるものの実施</p> <p>2・3 （略）</p>